

## 教材における法改正情報

このたび、「基本テキスト・民法」の親権に関する内容につきまして、テキスト作成後の法改正（令和4年12月16日）がございますので、お手数ではございますが修正の上ご使用くださいますようお願い申し上げます。

末筆ながらスタッフ・講師一同、皆様の合格を心より祈念しております。

	改正前	改正後
P. 350 (2) 親権の内容		
項目追加	② 子の居所指定権 (821条)	② 子の人格権の尊重等 (821条)
条文番号の変更	③ 懲戒権 (822条)	③ 子の居所指定権 (822条)
項目削除		③ <del>懲戒権 (822条)</del> ←削除

### 《補足》懲戒権に関する規定等の見直し（令和4年12月16日公布・即日施行）

懲戒権に関する規定（旧民法822条）が、児童虐待を正当化する口実になっているとの指摘があったため、この規定を削除した上で、親権者は民法820条により必要な監護教育をすることができることを前提に、監護教育に際し、「子の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならず、かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない」と規定しました。

末筆ながらスタッフ・講師一同、皆様の合格を心より祈念しております。

以 上